

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### 相続税申告書の提出先

Q：名古屋に住んでいた父が死亡しました。私たち相続人は、東京、大阪、福岡にそれぞれ住んでいます。

相続税の申告書は、どこの税務署に提出したらよいのでしょうか。

A：名古屋にあるお父さんの住所地を所轄する税務署に提出することになります。

#### 【解説】

相続税の申告書は、①被相続人の死亡の際における住所地が日本国内にある場合には、被相続人の死亡の際における住所地を所轄する税務署長に、②被相続人の死亡の際における住所地が日本国内にない場合には、相続や遺贈によって財産を取得した人の住所地を所轄する税務署長に、提出することになります。

したがって、ご質問の場合には、亡くなったお父さんの死亡時の住所地の所轄税務署長に相続税の申告書を提出することになります。

なお、同じ相続人から相続や遺贈によって財産を取得した人で、相続税の申告書を提出する人が2人以上ある場合において、それらの人の相続税の申告書の提出先税務署長が同じである場合には、これらの人は申告書を共同して提出することができます。

ご質問の場合、あなたたち3人は、同一の申告書に連署し、共同して申告することができます。

